令和８年

建設文教委員会

６月１７日

豊明市議会

建　設　文　教　委　員　会　会　議　録

令和８年６月17日

午前10時00分　開会

午前11時22分　閉会

１．出席委員

委員長	郷右近　修	副委員長	浅　井　たかお
委　員	青　木　けんじ	委　員	月　岡　修　一
委　員	一　色　美智子	委　員	毛　受　明　宏
委　員	ふじえ　真理子		

２．欠席委員

なし

３．職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	塚　田　　力	議　事　課　長	水　野　美　樹
議事担当係長	矢　野　佑　輔	議事課主査	井　口　真奈美

４．説明のため出席した者の職、氏名

市　　長	小　浮　正　典	副　市　長	小　串　真　美
教　育　長	藤　井　和　久	経済建設部長	星　子　恭　士
教育部長	浅　井　俊　一	土　木　課　長	外　山　紀　元
環境課長	浦　　倫　彰	学校教育課長	秋　永　亘　正
学校支援室長	寺　田　将　行		

５．傍聴議員

鈴　木　智　和	中　堀　りゅういち	こんどう　のぶお	鵜　飼　貞　雄
いとう　ひろし	服　部　龍　一	武　谷　としお	林　　ゆきひろ
三　浦　桂　司	近　藤　ひろひで	堀　内　ち　ほ	清　水　義　昭

６．傍聴者

一般傍聴者　８名

午前１０時開会

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　皆さん、おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君）　皆様、おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は３つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ありがとうございました。

続きまして、議長からも御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（毛受明宏議員）　おはようございます。

本日の建設文教委員会は、議案３件と陳情が１件ありますので、慎重審査、よろしくお願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ありがとうございました。

これより会議を開きます。

ここで、皆さんにお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　御異議なしと認めます。市長においては退席を願います。

失礼します。

が、必要がある場合には御出席いただきますので、その旨、よろしくお願いいたします。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

では、本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件について、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合には意思表示を明確にされ、論

点を整理して反問されますようお願いします。また、反問を終了するときにも意思表示を明確にされますようお願いいたします。

それでは、最初に、議案第43号　市道の路線廃止についてと議案第44号　市道の路線認定についてについては関連がございますので、一括議題としたいのですが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　御異議なしと認めます。

議案第43号と議案第44号を一括議題として扱います。

それでは、理事者の説明、質疑、そして、討論については、一括して行い、採決については、議案ごとに行ってまいります。

議案第43号、議案第44号について、理事者からの説明を求めます。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　それでは、議案第43号　市道の路線廃止について説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第10条第１項の規定に基づき、市道の路線を廃止するものです。

廃止する路線は、１路線です。

１ページ、後ろの附図１を御覧ください。

路線番号1166、路線名、沓掛北69号は、起点、豊明市沓掛町坊主山152番地先、終点、豊明市沓掛町坊主山145番地先です。

本路線は、主要地方道名古屋岡崎線の整備により、市道の道路認定を廃止するものです。

続きまして、議案第44号　市道の路線認定について説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第８条第２項の規定に基づき、市道の路線を認定するものです。

認定する路線は11路線です。

２ページ、後ろの附図１を御覧ください。

路線番号1678、路線名、沓掛北307号は、起点、豊明市沓掛町勅使８番278地先、終点、豊明市沓掛町勅使８番279地先です。

以降の説明から、起終点の豊明市は省略し、町名以降とさせていただきます。

路線番号1679、路線名、沓掛北308号は、起点、沓掛町山田17番13地先、終点、沓掛町坊主山54番地先です。

路線番号1680、路線名、沓掛北309号は、起点、沓掛町山田17番１地先、終点、沓掛町山

田17番３地先です。

路線番号1681、路線名、沓掛北310号は、起点、沓掛町坊主山150番地先、終点、沓掛町坊主山205番地先です。

路線番号1682、路線名、沓掛北311号は、起点、沓掛町坊主山８番20地先、終点、沓掛町坊主山49番１地先です。

１ページ、後ろの附図２を御覧ください。

路線番号1683、路線名、沓掛北312号は、起点、沓掛町松本36番１地先、終点、沓掛町坊主山199番地先です。

路線番号1684、路線名、沓掛北313号は、起点、沓掛町坊主山39番24地先、終点、沓掛町坊主山176番２地先です。

路線番号1685、路線名、沓掛北314号は、起点、沓掛町松本42番64地先、終点、沓掛町松本42番12地先です。

続きまして、１ページ、後ろの附図３を御覧ください。

路線番号1686、路線名、沓掛北315号は、起点、沓掛町薬師ケ根84番１地先、終点、沓掛町荒神ケ根21番１地先です。

路線番号1687、沓掛北316号は、起点、沓掛町薬師ケ根105番１地先、終点、沓掛町荒神ケ根20番１地先です。

路線番号1688、路線名、沓掛北317号は、起点、沓掛町薬師ケ根24番１地先、終点、沓掛町薬師ケ根16番１地先です。

以上11路線は、主要地方道名古屋岡崎線の整備により、市道として管理するために新たに市道認定する必要があるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　理事者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑がある方は、挙手と御発声をお願いします。

副委員長。

○浅井たかお委員　それでは、１つ目、なぜ、その所有していない土地を市道に認定するのか教えてください。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　主要地方道名古屋岡崎線の整備に伴いまして、周辺市道の整備が必要となります。今後、所定の手続を踏むために、まず、道路認定をしまして、今後

の工事のほうにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁が終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　では、確認なんですけど、議場のほうで測量はしたということでお聞きしてるんですけど、これは、境界の確定はしているのでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　愛知県と豊明市も立ち会って境界確定のほう、進めております。ほぼ済んでおりますが、一部済んでないとこありますが、進行しております。用地丈量図まではできておりますので、今、立会いのほうを進めております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

青木委員。

○青木けんじ委員　今回の廃止と認定については、これ、単純に、名古屋岡崎線が開通するに当たって、その周辺のところの整備が流れに沿って行われてるっていうだけのことですよね。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　委員のおっしゃるとおりでございます。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○浅井たかお委員　この土地取得、これが万一できなかった場合には、どういうふうにするのか教えてください。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　万一というのは、想定にはちょっと答えかねるところがございます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに質疑はございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　今度認定する11路線についてお聞きしたいんですけれども、こちらのその付け替え市道の幅員は、まず、何メートルで、こちらは、その歩行者だとか自転車も危なく通れるような道になるんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　何路線かありますけども、最低でも４メーター、基本、５メーターの幅員で、交互通行が可能な市道とする予定をしております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁が終わりました。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　この附図を１、２、３、見てるんですけれども、その市道を路線認定するに当たっての、先ほどのその幅員４メートル以上だとか、あと、その接続先が国道や県道や市道とつながってないといけないと思うんですが、これ、袋小路のところはないっていうふうな確認をさせてください。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　一部、既存の住宅、既存の集落から周辺の道路に出るという道路もございますので、一見、行き止まりのように見えるところもございますが、集落が生活道路まで出るような整備も必要になっておりますので、そういうのは計画しております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　なので、当然なんですけど、その認定の基準には満たしてるという理解で、まず、よろしいかということと、あと、今回、廃止するのが約156メートルで、新たに認定するのが2,000メーター弱ぐらいで、差引き1,800メーターぐらい増えるわけですが、道路、これ、県道の整備もその年数かけてやられていくわけですけども、新たにその市道を付け替えすることによって、その排水のことがちょっと心配で聞きたいんですけれども、排水設備というのかな、その住民の方からとって、その排水に関係、雨水とか排水は、どういうふうになってくんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　愛知県のほうは予備設計を行っておりますが、調整池を造る、あと、既存の地形を生かした形で水の流れをなるべく変えないようにというのが基本設計概念となっておりますので、雨水については、道路で下がれる部分は調整池でためて、支障のないような形にという形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　あと、この地域の住民の方からすると、その利便性がどういうふうに保たれるのかっていうのが関心が高いわけですけれども、この今、平面図のこの附図で見る限り、この市道と新たに今後できる県道とのその交差する部分というのは、どういうふうになるんでしょうか。例えば、附図の２、議案44号の附図の２のところ、1683号と1684号のところと、今ある既存の道路と、その県道とのその交差の部分は、どういうふうになるんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　通行できていた横断道路が、一部通行できなくなるところはございますが、ところどころ、アンダーパス、それから、ボックス等で横断できる箇所をつくりまして、ちょっと遠回りになる部分もありますけど、向こう側に、反対側に渡れなくなるということはないような形で設計をしてあります。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　あと、これ、地域の地元の説明会が２月にあったかと思うんですが、この市道、先ほど、その行き止まりになることはないという御説明があったんですが、その説明会で出た意見だとか何か要望だとかっていうのは、どんなものがあったか、参考までにお願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　６年度に合計７回の説明会を行っておりまして、こういった通れなくなる道路、それから、付け替える道路というのを示しまして、住民の意見を聞きました。具体的には、７か所ぐらい通れたのに３か所ぐらいに減っちゃうとかそういったお声もありましたけども、ちょっと迂回していただく形で設計で生かせるところはという

ところで、くぐれるところを１か所増やしたり、そういったことは設計の段階で地元住民に応えるような形では、できる限りできております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　先ほど、境界確定がまだ一部できていないということもお聞きしました。あと、土地もまだ取得がしていないんですが、それなのに認定をする理由を教えてください。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　道路法の手続上、まず認定を議決いただいて、道路の起終点決めて、道路管理者が市であるということを示すこと、これがまず第一でございますので、今回のお諮りした部分でございます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに。

副委員長。

○浅井たかお委員　まだ、その土地が購入できていない状態でということは、幅や排水など、まだその道路の設計は、完全にはできていないということでよろしいですか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　詳細設計は今後になりますが、予備設計、平面的なもの、あと、標準横断のようなものが決まっておりまして、道路ののり面とか、一部、擁壁を造るのか、のり面にするのか、そういうところは詳細設計で後々決まってくるところもございますので、若干の用地確定においても、対側、どこまで測るとかそういう確定部分がちょっとこれからのところもございますけども、おおむねの用地測量はできておりますので、今後は、買収に向かって進めていきます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに。

副委員長。

○浅井たかお委員　それでは、市道としての効力は、議決ではなく公示日で発生するって

いうことではないでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　これも、まず、路線認定の場合においても、議決後、公示いたします。その後、道路区域の決定なども公示して縦覧いたしますので、公示した時点で、効力というのは、議決いただければ、市道認定を議決いただいたということで、市が今後管理していくべき将来の管理者だということは、効力という言葉があれですけど、議決いただいたら速やかに公示いたしますので、そのときから発生すると考えております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○浅井たかお委員　本会議で市道の効力が議決と聞いて言っておられました。道路法第９条によると、公示で発生しますよね。それで、道路完成前には公示できないんではないでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁できますか。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　路線の認定の段階で、まず議決いただいて、公示いたします。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　この認定後のスケジュールを知りたいんですが、お願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　こちら、道路法の所定の手続ございまして、道路区域の決定、認定いただいた後、道路区域の決定を行いまして、その後、用地の購入に入ってきますが、その手続上も、単価を決めたり、あと、税務署との協議を行ったり、その後に用地買収に入っていくという形です。用地購入後、工事のほうに入りまして、工事が完成した後、供用開始の手続という形になります。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　そうすると、先のことですけども、その工事が始まるは大体どのぐらいをめどになってるんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　今、ちょっと明確にはお答えできません。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　道路法第２条には、その道路とは、一般交通の用に供する施設等あり、第16条には、その市道は市が管理するとあります。それで、ということは、市道認定とは、市がその道路を責任持って管理することを確定させる行政行為ということでよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　既存の道路に認定かける場合などは、そのような考え方はありますけども、今回、新たに起終点を決めて路線の認定をするというところでございまして、議決をいただく形で新たに認定するという形を取っておりますので、それを議会にお諮りするものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑。

副委員長。

○浅井たかお委員　市の道路認定の基準の第２条には、このように記載があります。市道に認定する道路は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。３つありまして、起点、終点が車両通行可能な法第３条で規定する道路に接続していること、２つ目、幅員４メートル以上、側溝を含む４メートル以上であること、それから、原則として道路構造令に定める基準を満たしていることとあるんですけど、まだ道路がなければ、このことに満たしていないのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　私どもが管理する基準に沿った形で市道は整備していく予定をしております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○浅井たかお委員　では、境界の確定や道路の構造が変更になった場合、万一、変更になった場合、議案の前提である附図とずれてきますが、そのときは、どのように補償を担保をするのでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁できますか。

じゃ、外山課長。

（すみません、ちょっと待って、すみませんの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　少々お待ちください。

質疑をしてください。

副委員長。

○浅井たかお委員　また、その後から幅やカーブの位置が変わった場合は、附図とまた変わってきます、変わってしまいますが、その場合、どういうふうに対応するのでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　今回、変わった場合については、お答えしかねます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副委員長。

○浅井たかお委員　すみません、ちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　変更した場合どうなったかというところは、今回、議会にお諮りする部分ではございませんので、お答えしかねます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副委員長。

○浅井たかお委員　道路認定を先にすると、地権者から価格交渉で不利になるおそれがあります、市のほうが。その点は、どのように考えておられますか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁できますか。

じゃ、副市長。

○副市長（小串真美君）　すみません、できるだけ真摯にお答えしているんですけれども、先ほどから土木課長が申しているとおり、今回の路線の廃止、認定は、新たに県道が通る

ことに伴う所定の手続にのっとったものであって、そこに瑕疵等、一切ありませんので、その辺を御理解していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副委員長。

○浅井たかお委員　今、副市長のちょっとおっしゃっていることは、ちょっと聞き取れないものもあったし、もう少し、ちょっと分かりやすくお願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副市長。

○副市長（小串真美君）　少し前に青木委員からも御質問ありましたけれども、今回、新たに県道が通ることに伴う側道等を含めた市道の廃止認定を諮っているに過ぎず、これは所定の手続になりますので、例えば、さっき、万が一だとか、こうなった場合はどうかとか、そういったことをお答えできませんし、手続を進める中で用地買収する前にこういった手続が要るということになりますので、所定の手続にのっとってやっていることに過ぎないということで御理解いただきたいということをお願いしています。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副委員長。

○浅井たかお委員　副市長のおっしゃることも分かりますけど、私が質問してるのは、ちょっと心配してるのは、用地が前もって確実に買収ができてればいいんですけど、今後、気が変わって、ちょっと売るの嫌だなっていうことが起きた場合どうするかっていう、それがあるのでお聞きしてるんですが。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁しますか。

じゃ、副市長。

○副市長（小串真美君）　いろんなことは想定できますけれども、繰り返しになりますけれども、今回の県道が通ることに伴って、この手続は、気が変わったからどうするだとかそういうことを考えて進めることではなくて、こういった道路が通ることで市の側道が要る、それから、先ほど、ふじえ委員からも質問ありましたけれども、地域でやってきた説明会の中で出てきたことに対して、こういった形で設計を変えていくってことも含めて、市道がこういう形で新たに要るということを設計してお示ししているものでありますので、その想定されるようないろいろなことは、当然あり得る可能性はありますけれども、今回、お諮りしている議案とはあまり関係がないというか、議決をいただくに当たっては関係がないことかなというふうに認識しております。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副委員長。

○浅井たかお委員　副市長と当局はそのようにお考えかもしれませんが、関係はあると思

うんですが、万一、万一ということもあり得ます。まだ取得してないのに設計ができるのかどうかっていうのもあるし、家を削らなきゃいけないとかっていうことも、ここではないと思いますけど、そういったこともあったときに、変更というのは起きると思うんですね。今回、でも、ここでも、ひょっとするとあるので、そういった想定、おそれも考えてやらなきゃいけないかということでお聞きしたんですけど。

（委員長、よろしいですかの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　いいですか。

じゃ、副市長。

○副市長（小串真美君）　すみません、そういった可能性は、あるっていうふうに先ほどからも申し上げてるんですけれども、だからといって、今回、お願いしている道路認定の議案を出さないわけには、我々、いかないんですね。この後の手続が進まなくなりますので、これは法律で決まっている手続なもんですから、そこら辺は御理解いただきたいというふうにお願いしています。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　分かりました。

私が、これをどうして話をするかというと、ちょっと窓口で事前に聞き取りをしたときに、この認定は、なぜ今やるかというお話をお聞きしたところ、地権者に対する税負担を軽減するために税務署に前もって協議をするので、先に認定が要るということをお聞きしたんです。ということは、特定の地権者の税負担を理由に市道認定の時期を動かすことは、公平と言えないのではないんですかということが言いたいんですが、どうでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁できますか。

じゃ、外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　手続上、用地買収に入る前に、当然、市道認定して、市の事業だと事業化して、こういう工事をやりたいのでこういう用地を買っていく、そういった公共工事においては税の控除という制度もございますので、その前に認定というのは、しなければいけない手続でございます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副委員長。

○浅井たかお委員　市道認定は、道路法上の行政行為であって、地権者の税負担軽減を目的とした制度ではありませんが、道路法のどの部分に税負担軽減を目的とした認定が認め

られているのでしょうか。目的外使用ではありませんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁できますか。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　これは、はっきりさせていただきたいですけど、税負担が目的の道路認定ではございません。道路整備の目的の認定でございます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　税務上の地権者に対する、税務上の一時所得の扱いは、税務署が判断する事項であって、市が介入することではないのではないでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　議案が、この市道の改廃認定の物的必要性というものでございますから、それを十分御理解の上で御質問いただきたいんですが。

副委員長。

○浅井たかお委員　認定が目的、認定を求める議案だということは分かりますが、ただ、その認定の順序というか段階が、ちょっと早いんじゃないかという。目的が、その地権者に対する税負担の軽減を目的にして早めてるんじゃないかというふうに思うので質問したんですが。

はい、委員長。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　続けてください。

○浅井たかお委員　じゃ、もし地権者の税負担の軽減を目的とするならですよ、これは違うということでおっしゃってますが、目的とするなら、市道認定を先行するのではなく、契約の時期や契約方法の工夫で対応すべきだと思うんですが、なぜその道路法の市道認定のときに税負担の軽減も一緒に考慮するのか。私が思うには、それは道ができてからでも、その地権者は、一時所得があれば税務署にこの公道ができたということで証明をもらえれば税控除は受けられると思うんですが、どうでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁できますか。

副市長。

○副市長（小串真美君）　すみません、おっしゃってるのは一時所得じゃなくて、恐らく、譲渡所得のことだと思うんですけれども、手続上、一般的にこういったやり方をしているのであって、公共用地、道路等の買収において、例えば、特別控除が利く要件というのがいろいろあって、例えば、最初に道路を造るために土地を譲ってくださいというお話があって、そこから一定期間、返事をいただけないと特別控除が利かなくなるだとか、税法上

はいろんな細かい手続があります。今、委員長がおっしゃったような道路ができてから税務署に手続をしても、特別控除は利きませんので、下手をすると一般の譲渡所得、古い土地ですので長期譲渡所得の税率が適用されて地権者さんは課税されることになりますので、そのような説明は、我々のほうからは当然できませんし、土地を譲渡していただくために、違法では決してありません。ただ、こういう手続をしていくと、こういう特別控除が受けられますということは、当然、説明をして土地を譲っていただくということ、これ、一般的にオールジャパンでやっている話ですので、何らそこに違法性はありませんし、そのために先行して道路認定するというものでもないことを繰り返し申し上げておきます。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質問はございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　附図の３の沓掛小学校とか一之御前のあの辺りの1686のところですけれども、これ、一之御前安産水のとこもあるんですが、これ、県道が通るその横に、この市道を新たに認定するその影響というのか、何かこの一之御前の何か考慮は何かされているんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

外山課長。

○土木課長（外山紀元君）　一之御前安産水さんへの影響ということだと思いますが、名古屋岡崎線は、瀬戸大府、旧瀬戸大府の上を通っていきます。あの地形を生かして、切土とかをあまりしないような形で、縦断的な線を、切土をなるべく少なくしてる状態ですので､そういった面が地下水等の影響を少なくしているところの設計かなと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

副委員長。

○浅井たかお委員　議案第44号　市道の路線認定について。

（３も、３もの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　43と44を一括でやっているので、それぞれがどう

いう討論かは明確に御発言ください。

○浅井たかお委員　分かりました。

議案第43号の市道廃止の議案は、賛成します。

議案第44号　市道の路線認定については、今回の市道認定には反対します。

まだ道路の幅や排水の仕組み、境界などがしっかり決まっていないのに、この道路を市道としますと議会に決めさせるのは、あまりにも早過ぎます。

市道認定にするということは、この道路は、市が責任を持って管理しますと確定することです。ところが、肝腎の道路の形がまだしっかりと決まっていないのに、後から幅が変わったりカーブの位置が変わったりすれば、議会で決めた内容と実際の道路と違ってしまいます。これは、市民に対しても議会に対しても誠実ではありません。

さらに、市は、地権者の税金を安くさせるためと、控除をするためというふうに私は聞いております、説明を聞いておりますが、税金の扱いを決めるのは税務署であって、市道認定の時期を動かして税負担を変えるのは、本来の目的から外れていると思います。道路が完成して形が確定してから市道とする、これは、全国でどこでも行われているこれは当たり前の手順だと思います。市民の皆さんにとっても市にとっても安全で確実なやり方をしていただきたいと思います。

以上の理由から、市道認定の議案には、反対をいたします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに討論はございますか。

青木委員。

43号、44号、それぞれに賛否を明確に御発言をお願いいたします。

○青木けんじ委員　議案第43号　市道の路線廃止について、賛成、議案第44号　市道の路線認定について、ともに賛成の立場で討論させていただきます。

名古屋岡崎線の整備に伴う廃止とその新たな認定ということですので、どこに反対をしたらいいかと思うぐらいの内容ですので、こちらにつきましては、両方賛成の立場を述べさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに討論はございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　第43号、市道の路線廃止について、第44号、市道の路線認定について、賛成の立場で討論いたします。

私が確認したかったのは、この地域に住んでいる方たちの利便性のこと、あと、工事することによる、その排水の、だーっと雨水が大量に出たときの排水のことの心配がまず一

番にありました。じゃ、具体的に、これ、仮に認定された後、いつ頃、工事で、いつ生活で、今まで通ってたところが通れなくなったりとかっていうそのスケジュールっていうのは、まだ明確に言えないっておっしゃったんですが、今後、その地元へのその進捗だとか、説明を丁寧にしていっていただきたいと思います。それをお願いして、賛成といたします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ふじえ委員、すみません、両議案とも賛成という。

○ふじえ真理子委員　43号、44号、賛成です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　分かりました。

ほかに討論はございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ございませんか。

それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。

採決は、議案ごとに行いますので、御承知おきください。

初めに、議案第43号について採決を行います。

議案第43号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第43号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号について採決を行います。

議案第44号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　分かりました。下ろしていただいて結構です。

賛成多数でございます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号　令和８年度豊明市一般会計補正予算の第３号についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきましても理事者からの説明を簡潔に求めます。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　環境課所管分について、歳出より説明いたします。

７ページの最下段をお願いします。

右側説明欄、合併処理浄化槽設置費補助金3,859万7,000円の増額は、申請件数の増加により予算の不足が見込まれることから、増額をするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、５ページをお願いいたします。

最上段と２段目の国県の補助金でございます。

上段の循環型社会形成推進交付金1,371万円の増額と、その下の合併処理浄化槽設置費補助金548万5,000円の増額は、それぞれ２分の１と５分の１で補助が来るものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　続いて、秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君）　次に、学校教育課分について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、８ページをお願いします。

10款１項３目　教育振興事業の説明欄、キャリアスクールプロジェクト事業委託料は、愛知県より沓掛小学校が指定を受け、キャリア教育に係る授業を行うものです。

次に、歳入を御説明しますので、５ページをお願いします。

下段、15款３項６目　教育費委託金のキャリアスクールプロジェクト事業委託金７万円の増額は、愛知県が県内の小学校に対しキャリア教育を実施するための委託金で、10分の10の充当率で措置されるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、ページ数と場所を示してから御発言いただきますようお願いいたします。

質疑のある方は挙手と御発言、お願いします。

副委員長。

○浅井たかお委員　７ページの４款の環境衛生事業について確認なんですが、合併処理の浄化槽設置費補助金3,859万7,000円増は、30基分でよろしかったでしょうか。

あと、法定点検の維持費用については、足りているということでよろしかったでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　御指摘のとおりです。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁が終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　７ページの４款の同じく環境衛生事業についてなんですが、合併処理

浄化槽設置費補助金が、この3,859万7,000円の増で、２分の１の財源が国庫の支出金で1,371万3,000円、県の支出金が５分の１の548万5,000円なんですけど、合計で1,919万8,000円になるんですが、一般財源のところを、収入のとこですね、これ。どこだ。

５ページですね、５ページのところは今のところなんですけど、この割合のところ、一番最終、すみません、７ページのところの、ここの一般財源のところが1,939万9,000円とあるんですが、これっていうのは、市の負担率が10分の３ということだと1,157万9,000円になるんですが、差額のその782万円っていうのはちょっと分からないんですが、これ、御説明、お願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　これは、補助金の増額を昨年度からした際にも、当初予算でも御説明をしてまいりましたが、基準額に対して豊明市は上乗せをしておりますので、国の基準額や県の基準額よりも一般財源が多くなっているというところを改めて説明させていただきます。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　同じ７ページの合併処理浄化槽設置費補助金です。今現在、ホームページ見たら、予算がいっぱいで、今、申請受付が止まっているのは確認したんですけれども、これまでに設置した件数と、あと、その代理受領制度を利用した方っていうのは、そのうち何件ぐらい、どんな割合か知りたいんですが、お願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　２点、御質問をいただいております。

１点目は、現時点では61件でございます。

２点目につきましては、全ての方に御利用いただいております。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　この代理受領制度っていうのが、その市が直接、工事の業者さんに工事代を支払うという制度でいいかと思うんですが、これ、思ったんですけれども、１件

とか、合併浄化槽のその工事をするに当たって、１件だけで単独でその工事をするよりも、２件とか３件とかってまとまって工事をするほうが、より安価に、業者にそういう交渉もできるかと思うんですけれども、その補助金のその税の節減にもつながるかと思うんですが、そういった考えというのか努力とかいうのは、されているんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　これは、あくまでも市民の方が確かに御負担を投じて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に換えるものでございます。そういった意味では、市民の主体的な最終的な判断が必要になります。その点で、ふじえ委員のようなことは、市民の中でそもそも設置をお考えの方と、まだお考えではない方がおりますので、それぞれ個々人の御判断を後押しする補助金になっておりますので、現時点でそのようなことは検討しておりません。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

一色委員。

○一色美智子委員　市内に約1,900件の単独浄化槽がありますが、今、ふじえさんが言ったみたいに期限までにやらなきゃならないっていうこともないし、これ、強制転換でもありませんので、現実、費用負担が出てきますので、一気に全件を切り替えるのは現実的ではないなってすごく思うんです。

本市の転換件数が、今、90件なんですけど、これって、県内でどの程度の位置づけなのか、お聞かせ願えますか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　そうですね、先ほども私、御説明をさせていただきましたとおり、市民御自身が決めて、強制できるものではございませんが、今年度、補正後の90件というのは、まだ結果が出てるのが昨年度なので、昨年度の結果で照らすと、県内でおよそ３番目ぐらいの数になりますので、非常に高い、つまり後押しができているというふうに思います。昨年度も恐らくトップテンには入るぐらいの形で後押しができているというふうに考えております。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○浅井たかお委員　合併処理浄化槽の設置、現在、約５％ということだったんですが、目標値っていうのは設置はされないんでしょうか。設定は、されないのでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　ちょっと、先ほど……。

すみません、御質問の前に、ごめんなさい、私、ふじえ委員のところで、ちょっと全件というふうにお伝えしたんですけど、代理受領の委任払いを利用されているのは、おおむね６分の５ぐらい、50件ぐらいかなと。すみません、10件ぐらいの方は、ちょっと御利用していないという形です。昨年度は、もう少しちょっと少ない利用だったかもしれません。ちょっと私のほうが勘違いしておりました。失礼いたしました。

次に、目標でございます、すみません、それで、その上で御質問のほうに移りたいというふうには思います。

目標を設定しないのかというところでございますが、基本的には、先ほど、一色委員の御質問の中でも触れられましたように、あくまでも、現在、みなし浄化槽であることそのものが法律を違反しているわけではありませんので、私どものほうで何か目標を掲げていくような類いのものではないかなというふうに思いますが、一方で、先ほどもお答えしましたとおり、県内でもトップレベルの後押しをできているというふうに思いますので、こういった状況を引き続き続くように取り組んでいきたいというふうに考えております。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　今の関連なんですけれども、もちろん、その個人個人のお宅の負担もあり判断もあるかと思うんで、もちろん強制ではないんですけれども、市としてこの補助を出して、単独やくみ取りから合併に換えていく後押しをしている。市としては、10年ぐらいかけてやるのかとか、全くないんでしょうか。田んぼダムだとかだと、それで職員さんが足を運ばれて説明されて協力を得て、一応、件数の目標というものを立ててやっておられますけれども、この合併の処理浄化槽設置補助金についての、それこそ５年で終わるのか30年かかるのか、その辺の市としての見通し、強制ではないですけども、その市としての見通しっていうのは、全く持ってないということになってしまうんでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

浦課長。

○環境課長（浦　倫彰君）　あたかもそういうものが全くないかのようにおっしゃっておりますが、我々も先ほどの御質問でもお答えをいたしましたとおり、そもそも県内の状況も把握しながら、そこに、トップレベルの状況で我々としても実施ができておりますので、そういったことは、まず、御認識をいただきたいというのが１つ目と、何の計画もないのかということですが、以前もお伝えしかもしれませんが、10年程度は続けていきたいということをお伝えしたかと思いますので、そういった形で考えておりますというところがございます。

最後に、現在、国のというか世の中の全体の状況で見ても、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の割合というのは４対３とかそれぐらいでございますので、そういった中で、何かその市民の方の最終的には御判断のものを我々のほうで高い目標を掲げるとかそういうことはあまり適さないんじゃないかなというふうに思っておりますので、市民の方々が単独処理浄化槽から換えたいなというふうに思ったときに御利用いただけるように、10年程度しっかり後押しをしていくことで、我々の望むような環境行政を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

終わります。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　８ページの10款、教育のほうです。キャリアスクールプロジェクト事務事業委託料。これは、沓掛小学校が、今回、職業体験ということですが、これ、計画的に順繰りですかね。沓掛小学校が手を挙げて、やる、やりたいっていうふうで決まったのかということと、もし分かれば、その対象の学年だとか、その講師の選定っていうのは、市内の人なのかどうなのかっていうとこまで、分かればお願いします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君）　まず、沓掛小学校は、愛知県から指定されるもので、沓掛小学校が自ら手を挙げてとかそういったものでもございませんし、順番で次はこの学校という、そういったものでもございません。県が県内の、今年度でいうと40校、県内の40の小学校を指定してるんですが、その１つとして沓掛小学校が選ばれているというところが１つあります。

キャリア教育の内容なんですけども、現時点での計画では、６年生を対象に、国際協力機構、いわゆるＪＩＣＡ、それの出前講座による講話というものを、今、計画をしているという状況でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○浅井たかお委員　今のキャリアスクールのことについてですが、実施するのは、いつ頃になる予定でしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君）　７月ぐらいを予定しております。

以上でございます。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　これは、恐らく講演時間だと、講演だと思うんですが、どのような講演内容なのか、それから、この講演時間は、何時間ぐらいを想定しておられますか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君）　内容についても時間についても、まだ未定でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　この７万円増ということなんですが、これの使途、使い道なんですが、これは、主に謝金になるのか、その分かる範囲で教えてください。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君）　そうですね、主に謝金であったりとか講師の方の交通費であったりとか、あるいは、消耗品、そういったものに活用する予定でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

副委員長。

○浅井たかお委員　これまで、関連議案では、合併処理浄化槽の設置数の伸びが鈍いのはＰＲが足りないのではないかと訴えてきましたが、今回、補助件数が伸びていることは、評価します。補助を活用して設置したい気持ちはあるけれども、日々の生活が大変だったり、リフォームしたてであったりして、それぞれ世帯ごとに設置に踏み切れない事情があるのも分かります。

しかしながら、市の進め方が場当たり的というか、戦略や検証もなく、予算だけを積み増すという姿勢には、問題があると感じます。

市内で転換が必要な浄化槽は約2,200基、今はちょっと変わってると思いますが、2,200基あり、そのうち、100基ほど程度しか転換できていないんですが、環境負荷を考えれば、早期転換は当然だと思います。しかし、いつまでに何基を転換するのかという、そのどの地域を優先するのか、どれだけの財政投入を見込むのかという基本的な目標を掲げていません。

昨年度、下水道の区域を確定させ、補助率を引き上げ、維持管理費まで補助するという極めて手厚い制度にしたにもかかわらず、目標120基に対して、実績が40基、今年度はその実績に合わせて目標を60基に下げておられますが、対象世帯に対し設置補助の案内をして、現状ではどう考えているか、いつ頃なら設置を検討できそうかなど、アンケート調査などにより実態の把握をしたり、地域ごとの残存基数を分析して戸別訪問や説明会を行うなど、市として、積極的に動いてほしいです。

無理のない設置目標、要は先ほどの事情、いろいろなその世帯の家庭の事情もあるとは理解してますが、その点を踏まえて、しっかり設置目標を立てて予算計上したら、大幅な執行残にならないし補正も必要はありません。なので、これらの努力をしていただくよう要望して、賛成とします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　続いて、ほかに討論のある方はございますか。

じゃ、青木委員、先にお願いします。

○青木けんじ委員　議案第51号　令和８年度豊明市一般会計補正予算（第３号）について、私も賛成の立場で討論させていただきます。

合併処理浄化槽ですけども、今まで、下水が来るかなと思った地域が、いよいよもって来ないなと、それに伴って合併処理浄化槽に転換するという補助をちょっと手厚くしたと

いう中で、ようやく皆さんに周知されてきたかなと。その中で、やはり先ほどの副委員長からの話にもありましたけども、全額が負担じゃないものですから、個々の方の経済状況、様々なことを勘案すると踏み切れないっていう方もいらっしゃる。しかし、その中で、当初の予定よりも下回っているところ、そこが今度は蓋を開けてみたら、逆に、大きく申請が来たというところでいうと、そういう流れが来てるのかなと思いますので、そういう状況下で来ると水環境の保全にもつながるということにもなってきますので、こういったタイミングで手が挙がってきて申請が来るんであれば、さらにその枠を広げるという補正が広がってくるというのはそれも当然かなと思いますので、引き続き周知いただくことと併せて、補正のほう、しっかりと対応いただきたいと思います。

以上、賛成といたします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　続いて、討論はございますか。

一色委員。

○一色美智子委員　私も賛成で、議案第51号、一般会計補正予算（第３号）の所管部分について、賛成の立場で討論いたします。

キャリアスクールプロジェクト事業委託料は、県費100％で実施され、子どもたちが働く意義を学び、地域と学校、行政が連携してキャリア教育を充実させる意義ある事業であり、これも賛成といたします。

それで、次に、合併処理浄化槽設置費補助金の増額は、環境衛生の向上と災害対策の両面で重要であります。90件という補助件数は、県内でもトップクラスとお聞きしました。市民の背中を押し、市民支援が着実に進んでいることも評価いたします。

今後も、こういったタイミングで補正予算が出てくることも感じました。多分あるだろうと思います。浄化槽の転換は、行政が行うものではなく、市民が負担を踏まえて決定することでありますので、行政側で安易な目標設定をすることは不用ですし難しいと思いますので、今後も引き続き、補助制度の動きを踏まえた柔軟な対応と丁寧な支援の継続をお願いいたしまして、賛成といたします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに討論の方は。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　議案第51号　令和８年度豊明市一般会計補正予算（第３号）の本委員会所管部分について討論いたします。

私が今回、この補正増を見て思ったのは、せっかくその代理受領制度があるわけです。市民が直接じゃなくて、市が直接、市が工事業者さんにその補助を引いた分を支払うっていう制度があります。課長さんがお答えになられた、これ、市民の主体的な判断で設置す

るものではもちろんあるんですけれども、そこで、２件、３件、５件、代理受領なので、市のほうにそういう工事のその案件がまとまって来るわけです。そういったときに、例えば、１件で工事を発注するよりも、２件でも３件でも５件でもまとめて発注することによって工事費をより抑えられるんじゃないかな、イコール、補助も、その税の節減ていう点でできるんじゃないかなというふうに思ったわけです。この環境のことを考えると、この合併処理浄化槽設置っていうのは進めていくべきだし、そういう国の流れもあります。

目標設定っていうことに対して、強制ではないし難しいっていうふうな御答弁があったんですけれども、先ほど、10年続く事業っていうふうにもおっしゃいました。その総合治水のときもそうなんですが、この合併のこの水の環境のことについての、もっと全体的に見た目標という言葉じゃなくてもいいかもしれないですけれども、その市が後押しする、この上乗せして後押ししている補助金の市としてすごく力を入れているっていうことを示すためにも、もうちょっと旗印というのかな、この合併処理浄化槽の補助の出し方の、もうちょっと明確に旗印があるほうがいいなというふうに思いました。その代理受領制度のところは要望というか意見をして、賛成といたします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに討論のある方はいらっしゃいませんかね。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　それでは、以上で討論を終結して、採決に入ります。

議案第51号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第51号のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、これより陳情の審査に入るのですが、陳情と関係のない職員については、自席待機としたいのですけれども、皆さんにお諮りいたします。御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　御異議はございませんので、陳情と関わりがない職員については、自席待機とします。

ここで、その職員の入れ替わりのために、暫時休憩といたします。

午前１１時７分休憩

午前１１時１０分再開

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を行います。

それでは、陳情第９号　国の責任で教職員の未配置問題の改善をも……。

（題名がの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　失礼。そうだ。これがあった。もとい。

陳情第９号　教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情でした。失礼いたしました。この陳情を議題といたします。

本陳情につきまして、当局から状況等で説明できることがございましたらお願いいたします。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君）　特に申し添えることはございません。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

それでは、陳情でございますから、直ちに質疑に入りますけれども、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

それでは、質疑のある方は挙手と御発声をお願いいたします。

副委員長。

○浅井たかお委員　２つあります。

１つ目、１つずつ行きます。

本市では、45時間を超える残業を強いられている教員はいるのか、もしいるなら、どれくらいおられるでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　副委員長に確認。小中学校全部っていうことでよろしいですかね。どう答えるか分からん。教職員しか入ってない。

○浅井たかお委員　そうですね、教職員。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　小中学校っていうことですね。

○浅井たかお委員　はい。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　それでは、答弁をお願いします。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君）　令和７年度の実績でございますけれども、延べ人数です

けれども、８小学校で331人で、中学校で215人でございます。

年間でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

副委員長。

○浅井たかお委員　では、これも小中学校で一緒の質問ですが、本市で年間を通じた担任教諭が未配置の教育現場は、ありますでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。できますか。答弁、行ける。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君）　年間を通じてということでありますと、おりません。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○浅井たかお委員　では、年間ではなければ、どれぐらい最長ですか、最長でどれぐらいおられるか。現場、そういった現場は、あるでしょうか。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁できますか。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君）　すみません、期間をどれぐらいというのはちょっと難しいんですけども、一時的に未配置になるというところは、後から補う形になりますが、生じる場合はありますということです。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ないようなので、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

副委員長。

○浅井たかお委員　陳情第９号　教職員の長時間労働を解消するための実効ある施策を進め、年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情に対して、趣旨採択の立場で討論します。

教職員の長時間過密労働は、本市の教育現場においても深刻な課題であり、国が抜本的な改善策を講じる必要があります。教員の働き方を改善し、未配置を減らすことは、子どもたちの学びの質を守る上で極めて重要であり、この点については、賛同いたします。

一方で、陳情の中に、試験で何度も不合格、教員試験に合格をしなくても教壇に立ちたいと非正規教員になりたいと。また、最近は、その頑張っても報われないと、教員にこだわる志願者は減っていて、退職教員で学校を維持しているのが現状だとありますが、試験で何度も不合格になるのには、本人にも何らかの原因があるのかもしれません。また、実は、学校が退職教員の天下り先になっており、新任教職員の受入れを邪魔しているのではないでしょうか。

しかし、だからといって、教員を大幅に増員するため、非正規教員を正規化しては、本末転倒だと思います。

昨今、教員によるわいせつ事件が後を絶たないし、教員試験に合格している者でさえ理性で抑え切れないのだから、教員を増やしたいがために、教員試験に何度も不合格の者や非正規教員を単純に一律で正規化させることには、慎重な検討が必要だと思います。採用試験や研修制度を通じて、正規教員の量の確保と質の確保は、両立させなければならないと思います。

いずれにしても、国には教員数の確保とともに、採用制度や研修の充実、働きやすい環境整備など、総合的な施策を必要と考えますので、趣旨採択といたします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

青木委員。

○青木けんじ委員　陳情第９号　教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書提出を求める陳情について、不採択の立場で討論させていただきます。

先ほどの副委員長の話にもありましたけども、非正規職員を安易に教員のほうに上げるというのは適正じゃないかなと思います。教員の資格というのは、やはり非常に重要な部分で、資質という部分も重要になってきます。思い、心をちゃんと持った人が教員として立たないといけないかなというその中で、数のほうを増やすということに注視されることについては、ちょっといささか疑問を持つというところにあります。もう試験に何度も落ちてしまうという方は、残念ながら、その試験に対して何らか不備があったかもしれないなと思います。

また、この教職員の長時間の過密労働というのは、思いを持った方々に非常に負担がある、その点では非常に考えないといけないかなっていう部分にはなるんですけれども、数

を増やしてしまって、今度は逆に、学生数、生徒数が少なくなったときに、今度は、その教職員の配置場所がなくなってっていうことも考えないといけないかなと思いますので、適正なバランスというのも考え合わせながら進めないといけないかなと思います。

あと、文部科学省の８年度の予算の案のポイントというものをちょっとホームページで見たんですけど、この中に様々な教育の質の向上に向けた学校における働き方の改革のさらなる加速、教員の処遇改善、学校の指導、運営体制の充実というところの中に、教師人材の確保強化というのも入っていますので、一応、そういう方面、考えながら進められてるというのもありますので、全く考えがないというわけじゃありませんから、こちらのほうを全く何もないところにくさびを打つという意味合いであれば、陳情、採択というのもあるんですけども、既に動きがありますので、不採択とさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　陳情第９号について、討論いたします。

ここに書いてあります３つの陳情の内容があります。長時間過密労働を解消すること、また、年間を通じて教員の未配置を県の教育委員会の責任でなくすことというところには賛同します。

本市では、先ほど、副委員長の質問で、年間を通じてそういった未配置はないよというお答えでした。この教員を大幅に増員することっていうところに、一見、手厚くなるのでいいじゃないかっていうふうに思ったんですが、少しちょっと、この陳情の文章全体を見ていきますと、やはり人数の数だけではなくて、やっぱり質が問われていると思います。

先日、市内の中学校でチーム担任制をやってるお話をちょっと伺う機会がありました。そういった制度にチャレンジをされて、教員の１人当たりのその負担軽減というのも軽減されているようなことも伺いました。コミュニティ・スクールだとか、その地域の方たちと学校の運営に関わってくる地域に、いろんなボランティアさんだとかいろいろ入ってくることによっての、その教員の皆さんの１人当たりのそういう負担軽減というのもなってくと思います。いろんな質の面で、いろんな、まだまだチャレンジして変えていける部分というのもあると思いますので、この陳情第９号については、趣旨採択といたします。

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　いらっしゃいませんか。

では、討論を、失礼しました。討論を終結し、これより採決に入ります。

陳情第９号は、まず、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　いらっしゃらないと。賛成者なしでございます。

では、次に、陳情第９号は、趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　お二人でございます。こちらも賛成者少数でございます。よって、陳情第９号は、採択に賛成者がいらっしゃいません。また、趣旨採択には賛成少数でございました。よって、不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に御一任願えるでしょうか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（郷右近　修議員）　ありがとうございます。委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、お疲れさまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前１１時２２分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設文教委員会

委員長